

【あおぞら団地購入特典2】

早得交付金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 町長は、あおぞら団地（以下「団地」という。）への早期入居促進による地域活性化を図るため、この要綱の定めるところにより、早得交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「世帯」とは、分譲地1区画内に定住する者全員のことをいう。

(交付要件)

第3条 交付金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 分譲契約締結日から2年以内に団地に住宅を建設し、定住する世帯であること。
- (2) 令和7年3月31日までに団地に入居した世帯であること。
- (3) 税金の滞納がないこと。

(交付金額)

第4条 交付金の額は、1世帯50万円とする。ただし、交付金の交付は一世帯あたり1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 第3条の要件を満たす者は、団地に住民票を異動した時点で交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 住民票謄本
- (2) 公簿等の閲覧同意書又は納税証明書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 町長は、交付申請があったときは、その内容等を審査し、適正と認められる場合は交付を決定し、速やかに決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付金の交付)

第7条 町長は、交付決定後速やかに、申請者が指定する金融機関への振込みにより交付金を交付するものとする。

(交付金の返還)

第8条 町長は、交付金交付後、第3条の交付要件を満たさないと認めたときは、申請者は交付金の一部又は全部を返還しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。